

## 平成26年度第1回佐倉市行政評価懇話会

- 1 日 時 平成26年7月30日（水）午後4時～午後5時30分
  - 2 会 場 佐倉市役所3階 会議室
  - 3 内 容  
議 事  
①委員長及び副委員長の選任  
  
②佐倉市行政評価の概要について  
  
③平成26年度評価対象について
  - 4 その他  
(1) 事務連絡等（事務局）
- 

### 資料

- ・資料1 委員名簿
- ・資料2 平成25年度行政評価に関する意見書への対応状況について
- ・資料2－2 行政評価に関する意見
- ・資料3 部局との意見交換について
- ・資料4 第4次総合計画施策体系表
- ・資料5 平成26年度行政評価懇話会スケジュール（案）
  
- ・実施計画書（第3回改訂版）
- ・行政評価に関する意見書（H25）
- ・行政評価要綱
- ・行政評価懇話会要綱

佐倉市行政評価懇話会 委員名簿

資料1

任期 平成26年7月1日～平成28年6月30日

定数 7名

(五十音順、敬称略)

No.	氏名(敬称略)	経歴等	備考
1	ウダガワ テルミツ 宇田川 光三	町内会役員 佐倉市市民協働推進委員	
2	タカオカ ヨシコ 高岡 良子	元 民生委員・児童委員	公募市民
3	トモリカ ヒロユキ 富田 亮作	元 企業代表取締役副社長	公募市民
4	ハヤシ ナツコ 林 奈生子	法政大学公共政策研究科、デザイン工学部兼任講師	
5	ムトウ ヒロミ 武藤 博己	法政大学大学院 公共政策研究科教授 日本公共政策学会理事	委員長
6	メラ ヨウジ 目等 洋二	元 市川市代表監査委員 財団法人 市川市文化振興財団評議員	副委員長
7	ヨシムラ マコ 吉村 真理子	千葉敬愛短期大学 現代子ども学科 教授	

意見No.	章	施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
1	2	防災体制が整備されたまちにします	新しい課題への対応	5	東日本大震災は、自治体や住民に多くの新しい課題を投げかけました。市町村の役場の倒壊や職員の被災により、災害対策の指揮がとれない自治体、住民データが失われたことにより震災からの復旧に手間取った自治体、更には、住民と市役所が遠隔地に移転せざるを得ない自治体がありました。このような最悪の事態を想定し、市役所が災害対応の司令塔としての役割を果たし続けるための準備を怠ってはならないと考えます。防災計画の見直しを含む災害対応体制の抜本的な見直しを行うとともに、市民間の協力的体制の構築を進めてください。	防災対策計画事業	防災防犯課		地域防災計画の修正につきましては、東日本大震災以降の国や県の法改正や計画の見直し等に併せまして、地域防災計画の修正作業を平成26年度末とすることといたしました。 今後、国の改正内容や千葉県における被害想定の見直しなどの動向を見据えたいえで、適宜修正作業を進めてまいります。
2	2	防災体制が整備されたまちにします	遠隔地の自治体等との連携強化	5	大災害の場合は、隣接市町村も同様に被災しているという想定が必要です。東日本大震災では、遠隔地の自治体や企業、NPO等からの支援が有効だったことから、地域内だけでなく、遠隔地の自治体や企業等との常日頃の交流・連携を強め、災害に強い佐倉市を目指してください。	施策	防災防犯課	自治人権推進課	他の自治体との協力協定では、すでに千葉県内や九都県市、全国市長会などを通じ、相互協力の協定を締結しております。 市内外の事業所等との協力協定につきましては、随時進めてまいります。
3	2	防災体制が整備されたまちにします	地域の活動事例の紹介	5	平成25年10月の台風26号の災害対応では、自治会や事業所等の協力による臨時避難所の開設や、社会福祉協議会による炊き出しが行われ、災害後の片付けなどでも、市民が主体となった様々な活動が見られました。このように地域や団体が活躍する災害対応の事例があることを、他の地域にも周知するように努めてください。	施策	防災防犯課	自治人権推進課	今後、自治会や自主防災組織が中心となって行われる地域の訓練などを活用し、先進的事例などの紹介、周知をしてまいります。
4	2	防災体制が整備されたまちにします	防災啓発センターの役割・機能の見直し	6	市民防災啓発センターは、防災意識の啓発のための施設として、地震体験室や消火訓練室、煙体験室などを備えています。地震体験車の修理の影響等により、この2年間利用者が減少しています。 東日本大震災をはじめとする過去の災害を契機として、市民の防災に対する意識も高まり、自治会等を中心に実施される防災訓練は、より実践に近い訓練内容となるなど充実してきています。今後、市民防災啓発センターの利用状況や施設の老朽化等を踏まえ、その役割や機能について見直しを行う必要があります。	防災啓発施設整備事業	防災防犯課		今後、地域の訓練や防災活動を踏まえ、見直しを行ってまいります。
5	2	防災体制が整備されたまちにします	自助・互助・共助の意識啓発、強化	6	大規模災害が発生した場合、初期段階では大きな混乱が予想されます。避難所は市職員の手で開設するものだという考えに固執すると対応できない事態となることも想定されます。地域住民、自治会等、自主防災組織等が避難誘導や避難所の開設などに関わることも想定し、災害発生時における自主防災組織の役割の検討や災害対策マニュアルの充実など、きめ細かい対策が必要です。初期段階で命を守ることを最優先に、自助、互助、共助の意識づくりや体制づくりを進めることが必要です。まずは普段から、自らの命は自らで守ること、そのために備えることを徹底して市民に伝えてください。	防災啓発事業	防災防犯課		防災対策におきましては、市民、事業所、市が、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、連携を図っていくことが重要であります。 今後、様々な機会を通じて更なる防災意識の高揚に努めてまいります。
6	2	防災体制が整備されたまちにします	危険箇所、避難場所など一目で分かるパンフレットの作成・配布	6	佐倉市内には水害やがけ崩れが起こりやすい地域が点在しています。災害発生の可能性が高い地域を事前に把握し、的確な情報収集や速やかな避難指示、避難所開設が行える体制作りが必要です。市民が自宅周辺の土砂崩れや水害発生箇所などの危険箇所を把握できるように、災害が発生したときの対応方法、避難経路、避難所情報などが一目で分かるパンフレットを作成し、市民に配布することも有効と思われる。市民が自分の避難先を知っているかどうか、市民意識調査などにより把握し、対策を行うことが必要です。	防災啓発事業	防災防犯課		平成26年度に「防災ガイドマップ」の作成を予定しており、この中に平成24年度に実施した防災アセスメント調査の結果である、震度分布や液化化などの情報も反映してまいります。 これらを活用し様々な機会を通じ更なる防災意識の高揚に努めてまいります。
7	2	防災体制が整備されたまちにします	自主防災組織に対する設立後の継続的な支援	6	自主防災組織への支援については、災害時に十分に機能するよう、設立段階だけでなく設立後も、世代交代による引継ぎや組織体制の強化など、行政による継続したサポートが必要です。資機材の提供などとあわせ、組織の現状把握を行うとともに、市民の防災意識向上のための啓発メニューを提供することが望まれます。あわせて、自主防災組織内のリーダーの育成なども必要です。	自主防災組織支援事業	防災防犯課		自主防災組織は、災害時の地域共助において非常に重要でありますので、市といたしましても、今後も引き続き自主防災組織への支援を行ってまいります。
8	2	防災体制が整備されたまちにします	防災対策計画の見直し	7	台風などはある程度予測と備えが可能ですが、地震やゲリラ豪雨などは事前予測が困難です。できる限り平時に対応を想定しておく必要があります。 また、避難誘導及び避難所運営においては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、帰宅困難者などの多様な避難者を想定する必要があります。また、自宅、学校、会社など様々な場所での被災を想定したきめ細やかな対応が求められます。防災計画の改定を含む、災害体制の抜本的な見直しが必要です。計画改定など見直しにあたっては、福祉部局などの関連部局と十分に連携を図ってください	防災対策計画事業	防災防犯課	社会福祉課	要援護者対策につきましては、今後、福祉部局とともに検討を進めてまいります。現在、災害時要援護者等対策検討委員会等で災害時の支援体制づくりを進めています。

意見No.	章	施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
10	2	防災体制が整備されたまちにします	防災行政無線の計画的な整備と多様な情報伝達手段の拡充	7	防災行政無線の整備については、整備率が100%になるまで、今後何年かかる状況であり、加えてデジタル化への移行も必要となります。今後の整備にあたっては、地域の災害発生状況や、設置効果などを総合的に判断して計画的に整備を進めるとともに、防災メール、防災ラジオ、臨時FM放送など、多様な情報伝達手段の拡充を行い、全世帯に情報が伝わるように努めてください。	防災施設整備事業	防災防犯課	広報課	情報伝達につきましては、市からの情報発信とともに市民自ら情報を得る努力も重要であります。市では様々な情報伝達手段の拡充とともに、市民への自助対策の周知を図ってまいります。
11		防災体制が整備されたまちにします	指標・説明資料の充実	8	「自主防災組織の組織率」や「防災無線の設置率」など、100%が最終目標となるような指標については、今後何年間で最終目標を達成する予定なのかを示すことで、指標をより効果的に活用することができます。 また、佐倉市の防災対策がどの程度の水準なのか、市民が客観的に判断できるように他市の状況を掲載するなど、説明資料の充実が望まれます。	・自主防災組織支援事業 ・防災施設整備事業 他	防災防犯課		自主防災組織は、災害時の地域共助において非常に重要でありますことから、各地域への設立をお願いし、促進してまいります。
12	3	安全に暮らせるまちにします	地域団体の防犯活動との連携、まちづくり活動との連動	9	防災防犯課では青色防犯パトロールの実施や、街頭防犯カメラの設置、防犯資器材の貸出しなど、防犯の為の様々な対策に取り組まれています。それらを継続的に進めるとともに、佐倉市スクールガード（アイアイプロジェクト）や地域団体などの、住民が行う防犯活動と連携していくことが必要です。犯罪被害を減らすためには、何よりも、目に見える具体の取り組みが重要であり、地域のまちづくり活動を盛んにすることが、安全に暮らせるまちづくりに大きく寄与すると考えます。複数の施策の相乗効果を意識した取組や指標の設定も必要と考えます。	施策	防災防犯課	自治人権推進課	・防犯資器材の貸出や、防犯研修会、防犯キャンペーン、青色防犯パトロールの実施、街頭防犯カメラの運用等、継続して実施するとともに、引き続き、地域と情報を共有し連携を図ってまいります。 ・様々な機会を捉えて、市民の皆さんに、防犯活動をきっかけとしたまちづくりや、住みやすいまちづくりが犯罪防止につながるなどについて、啓発しているところです。今後も、庁内の連携を図り、地域のまちづくり活動と連動した防犯施策を展開してまいりたいと考えております。
13	2	安全に暮らせるまちにします	防犯パトロールの効果的な実施	9	防犯パトロールの効果的な実施に向けて、犯罪発生地とパトロール実施地区を一つの地図上に表示し、地理的状況、犯罪発生時間帯など情報を総合的に整理、把握する必要があります。現時点において、パトロールを実施する必要性が低い場所、実施済みの場所、実施が望ましいが未実施の場所などを把握し、今後の活動に生かすべきです。 また、地域の防犯団体などがパトロールを実施していますが、少人数の団体も多く、その取組だけでは限界もあるため、行政、警察、学校などが情報の共有や協力体制をつくる必要があります。 臼井小学校では、臼井ふるさとづくり協議会が主体となって子ども防犯教室を実施し、警察や学校などと協力して、子どもたちに分かりやすい防犯指導を行っています。このような事例を参考に、地域での自助、互助、共助の取組を推進してはいかがでしょうか。	地域防犯活動推進事業	防災防犯課	自治人権推進課	・犯罪情報等をひとつの地図上に表示し、総合的に整理することにつきましては、作成手法や活用方法など、他市の事例等を参考に研究してまいります。 ・地域の防犯パトロール団体と市・警察・学校との協力体制につきましては、合同パトロール、防犯研修会、さくら防犯パトロールネットワーク地域防犯情報連絡会、スクールガードフォーラム、青色防犯パトロール実施団体意見交換会等を通じて連携を図っているところであり、今後も協力体制の強化を図ってまいります。 ・臼井ふるさと協議会のような事例につきましては、地域の防犯講習会等の際に紹介しております。今後も特徴ある事例等を紹介し、地域の自助・互助・共助の強化を図ってまいります。
14	2	安全に暮らせるまちにします	危険箇所の把握	10	まちの魅力を高めるという観点で、空き地や空き家対策、危険箇所の把握と解消に取り組むことも防犯につながります。管理が行き届かずに荒れた空間があることは、放火をはじめとする犯罪が発生する危険性を高め、地域住民の不安を増大させることから、空き地・空き家対策が求められています。まずは現状を把握することが必要ですが、空き家の状況の把握にあたっては、件数だけではなく、対象となる建物の区分（建て方、構造、階数）、その状況（外壁、窓ガラス、出入り口の状況）、敷地の状況（門扉、塀、雑草の状況）、倒壊の危険性、周辺の環境などを調査することが必要です。自治会等や地域住民などと協力しながら空き家となった理由まで、できる限り詳細に状況把握をしていく必要があります。また、空き地・空き家の状況に加えて子どもが怪我をする頻度の高い場所、空き巣等が多い地域、交通事故が頻発する道路など危険性の高い場所を認知し、ハザードマップとして整理することも必要です。	地域防犯活動推進事業	防災防犯課	建築住宅課	(空き家対策) ・自治会等から相談のあった空き家につきましては、現在、建築住宅課とともに現地調査を行い、空き家の詳細な状況把握に努めているところです。今後の空き家対策につきましては、総合調整担当課である建築住宅課のもと、関係機関とともに、より効果的な施策を検討してまいります。 (ハザードマップ) ・効果的なハザードマップを作成するためには、地域の人たちと警察・市(防犯担当・交通担当・教育委員会等)と一緒に現場を確認することが重要であると考えます。実際に、市内において、地域が中心となってマップを作成した事例もございますので、今後、さらに多くの地域で効果的なハザードマップが作成出来るよう、地域と協力してまいります。
15	2	安全に暮らせるまちにします	高齢者をターゲットにした犯罪への対応	10	近年、振り込め詐欺やリフォーム詐欺、押し売り、押し買いなど、高齢者を狙った犯罪が増加しています。市内の犯罪傾向を把握し、犯罪発生率を抑制するために効果的に啓発活動を推進する必要があります。高齢者との関わりのある各種団体や事業者等とも連携を図り、より効果的な取組につなげてください。	地域防犯活動推進事業	防災防犯課	高齢者福祉課	・年金支給日に合わせた市職員による市内金融機関の巡回や、敬老会での啓発チラシの配布等のほか、消費生活センターにおいて、出前講座や消費生活相談を通じて、被害に遭わないためのアドバイス等をするなど、高齢者を対象とした取り組みを実施しております。今後も、高齢者福祉課や消費生活センター、関係機関などと連携を図り、効果的な取り組みを実施してまいります。 ・高齢者福祉課の窓口及び市内5カ所に配置する地域包括支援センターの窓口にも、「高齢者の犯罪被害」に関し注意喚起を促すパンフレットを配架し、被害の防止に努めています。

意見No.	章	施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
16	4	商店街が元気なまちにします	商店会等の主体的な取組の強化	11	商店街の活性化のためには、個々の商店の充実が最も重要であり、各商店が元気で経営が安定していることが、その集合体である商店街の活性化の土台となります。高齢化の進行等により地域住民の生活を支える役割に対する期待も高まっており、地域住民のニーズにきめ細やかに対応した品揃えを行い、積極的に地域への情報発信を行うなど、消費者が欲しいものを手に入れることのできる魅力的な商店にすることが必要です。また、イベントなどを通じて観光的魅力を高めることで、まず交流人口を増やす取組を実施し、結果として買い物人口も増加させていく方法なども検討する必要があります。市内の商業及び商店街の活性化のためには、まずは商業団体（商店会、商店街振興組合、事業協働組合、商工会議所）による主体的な取組が必要です。佐世保市にある商店会では、イベントを毎月実施するなど積極的な取組で集客に成功しています。このような成功事例を紹介するなど、商店会が事例をヒントに自主的に活性化に取り組むように働きかけてははいかがでしょうか。	街中にぎわい推進事業 商業・工業団体育成事業	産業振興課		高齢化社会がますます加速していくことは明白であり、市としましても地域住民の生活を支える役割として、商店会の必要性・重要性を認識しているところです。郊外型の大型店やインターネットショッピングなどの台頭により、商店会が置かれる環境は以前にも増して厳しく、顧客確保のためには大型店やインターネットショッピングにはない独自の取り組みが必要と考えます。そのため、市としましては、商店会の行う新たな取り組みに対する補助制度（街中にぎわい推進事業補助制度）により支援をしているところです。イベントを通じて地域住民との交流を増やし、顧客確保につなげる方法も有効と認識しており、上記補助制度ではこういったイベント事業に対しても補助を行っております。さらに、商店会に対して、商店会活性化の成功事例を紹介するセミナー等の案内をしており、今後も引き続きこれらの支援を行うとともに、積極的な情報収集に努めるとともに、より一層成功事例を研究し、情報提供してまいります。
17	4	商店街が元気なまちにします	活性化への新たな取組	11	「（仮称）商店街研究会」を立ち上げ、商店街活性化のモデル地区を選定し、具体的な取組を実施することを提案します。例えば、北九州市黒崎地区では、中心市街地活性化協議会に市職員も加わり、まちづくりアドバイザーに意見をもらうなど、官民連携で取り組んでいます。また、チャレンジショップや空き店舗活用、相談窓口の設置、各種イベントの開催など、活性化の為に複数のメニューを総合的に実施しています。全国から佐倉市の地域性と類似している事例を集め、それを参考に、これまでにない新たな切り口による大胆な取組を検討してはいかがでしょうか。	施策	産業振興課		市と商工会議所は常日頃から情報共有を密にしており、イベント等においても協力を行っているところです。今年度は、佐倉市商店会連合会・商工会議所・市が連携し、プレミアム付き商品券発行事業を実施するとともに、当該事業をより効果的なものとするための新たな事業についても、三者の連携により実施する予定です。商店街活性化のためには、市と商業団体の連携は不可欠ですので、今後とも連絡を密にするとともに、先進事例の調査・研究を行い、新たな取り組みについて検討してまいります。
18	4	商店街が元気なまちにします	新しい経営者による商店街活性化	12	女性や若者の起業を支援するための方策として、「小さなお店を持ってみたい」と考えている人が、きっかけをつかめるような環境を整備すべきです。コミュニティカフェにおける棚貸しなどの手づくり品販売の場の提供や、チャレンジショップ※の開設、起業支援事業といった方策により、環境整備を進めるべきです。	起業支援事業	産業振興課		市の起業支援事業としては、平成23年度に起業支援事業補助金を創設、24年度には起業の初心者対象の講座「佐倉起業塾」を実施、25年度には創業支援融資制度の創設したほか、女性の起業を応援する講演会の開催、国の創業支援事業計画の認定を受けるなど、積極的に拡充を進めております。今後は、支援体制や手法について整理し、より効果の高い取り組みとなるよう、ご意見いただいた施設環境の提供等についても含めて検討してまいります。
19	4	商店街が元気なまちにします	新しい経営者による商店街活性化	12	また、NPOなどによる空き店舗の活用なども商店街活性化のきっかけとなります。NPOと商店会の連携など、外部の力を積極的に生かす方法の検討を、商工会議所などの主導によって進めるように促すことを提案します。	施策	産業振興課	建築住宅課 自治人権推進課	市では、商店街活性化のための一手段として空き店舗の活用は有効であると考えており、商店会主導による空き店舗活用に対し、補助メニューを用意しておりますが、現在のところあまり利用されていないというのが実情です。空き店舗の活用にあたっては、まず「空き店舗がここにある」という情報発信が必要であることから、インターネットの活用等その手法について研究しているところです。また、地域コミュニティの活性化という観点から、NPOとの連携も重要なものであると考えていますので、市・商工会議所連携のもと、引き続き空き店舗の活用を検討してまいります。
20	4	商店街が元気なまちにします	商店会などへの補助金メニューについて	12	多種類の補助メニューを用意していますが、平成24年度の実績をみると活用されている補助メニューは、一部であるように見受けられます。地域によって商店会の状況は様々であることから、それぞれの実情に応じた取組を促してはいかがでしょうか。	街中にぎわい推進事業	産業振興課		市では、商店会の多様なニーズに対応できるよう、多種類のメニューを用意しているところですが、ご意見のとおり、利用されている補助メニューは一部に偏っているのが現状です。空き店舗の活用や地域の課題解決に向けた取り組みなど、積極的な利用を促しているところですが、資金不足・人材不足など、商店会が抱える問題も多く、実施が難しいという話を伺っております。単独の商店会では難しいことも、複数の商店会が連携すれば可能となるなど、連携した活用の可能性について促すとともに、先進事例の調査研究に努めてまいります。
21	4	商店街が元気なまちにします	効果的なイベントの実施	12	街中にぎわい推進事業における各種イベントの開催は、日常的な来客増加につなげるための手段のひとつですが、イベント自体が目的化してしまう可能性があります。白井ふるさとにぎわい祭やユーカーリフェスタは、魅力的なイベントですので、今後の継続実施にあたってはイベントが目的化しないようPDCAサイクルを生かした効果的な実施を促してください。また、商店会とその周辺自治会等が連携することで、災害時の対応や高齢者の買い物支援、防犯対策といった様々な地域課題の解決に向けて、効果をあげる可能性があります。自治会等が主催する地域のイベントとの連携など、商店街の活性化に効果をもたらす様な商店会と自治会等の連携方策を検討してはいかがでしょうか。なお、商工会議所は地域における商工業の総合的な発展のみならず、広く社会一般の福祉を増進することも目的としています。商工会議所が地域のイベントの広報活動を担うことなど、一定の役割を果たすことで、更に集客力のあるイベント開催が可能となり、地域活性化につながることも考えられます。	街中にぎわい推進事業	産業振興課	自治人権推進課	商店会の日常的な来客増加のためには、地域住民との交流を図ることができるイベントの開催は有効な手段と考えており、市としましても街中にぎわい推進事業による補助を行っているところです。しかし、ご意見のとおり、経年的な実施によりイベント自体が目的化しかねませんので、イベント実施後には実績報告を求め、目標に対する効果を示していただいております。今後もイベントが効果的・効率的に実施されるよう、結果の検証等を求めてまいります。また、商店会の役割は、地域住民へ買物の場を提供することだけではなく、地域が抱える課題解決の一翼を担うものとも考えております。そのためにはイベントを商店会・自治会が連携して行うことは重要であり、すでに自治会との連携を行っている商店会も複数あります。今後もより一層の連携について促してまいります。市も、商工会議所と連携し、引き続き商店会への支援を行ってまいります。

意見No.	章	施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
22	4	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	伝統工芸の存続について	14	課題として、「伝統工芸について、後継者不足による技術・技法の消失」が懸念されていますが、組紐などの伝統工芸を守り伝えていくためには、購入しやすい価格帯の商品開発や、学校の授業への導入、趣味として市民が楽しめる講座の開催など、裾野を広げる取組も効果的と思われます。「城下町佐倉」のイメージと結び付ける取組や、市の歴史的伝統を守る取組を観光の観点も踏まえて実施してはいかがでしょうか。	伝統産業保存育成事業	産業振興課	指導課	学校教育においては、学習指導要領の小学校社会科3・4学年で、「県内の特色ある地域の人々の生活」について指導し、「自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域を取り上げること。その際、伝統的な工業などの地場産業の盛んな地域を含めること。」と明記されており、教育委員会では、小学校3年生全員に配付している社会科副読本「わたしたちの佐倉市」等を用いて、県内の伝統工芸や地場産物について指導しております。副読本では、市内の「組紐づくり」、「弓矢づくり」、「佐倉焼きづくり」を取り上げて掲載し、児童に指導しております。 市としましては、引き続き教育委員会と連携し、児童に対して伝統工芸について指導していただくとともに、産業まつり等の機会において伝統工芸の紹介を行うなど、伝統産業保存育成のために支援してまいります。
23	4			14	また、新しく地域で生まれた工芸や作家を育てていくことで、将来の伝統工芸を創り出すという可能性もあります。若手作家が活躍できる場の提供などを検討してはいかがでしょうか。	伝統産業保存育成事業 起業支援事業	産業振興課		平成23年度から、時代まつりの関連事業として、市ゆかりのアーティストの作品展示や活動紹介等のイベントが空き店舗等を活用して実施され、好評を博しています。 こうした取り組みが新たな作家の育成につながるよう、市は今後も積極的に支援・協力してまいります。
24	4	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	中小企業の課題分析	14	中小企業が連携するための取組を検討する際は、各企業の経営状況や課題分析が必要です。その結果を踏まえ、同じ悩みを抱える企業同士が業種を超えて集える場である工業団地連絡協議会、商工会議所工業部会の活用による事業者支援 また、類似課題を解決した実績を持つ企業の事例を、悩みを抱える企業に紹介することで、企業間の連携が促進されるのではないかと考えます。	商業・工業団体育成事業	産業振興課		佐倉商工会議所工業部会、工業団地連絡協議会、第三工業団地連絡協議会では、毎年研修や意見交換会を開催し、時宜に対応した課題を解決するための取り組みや事業者間交流を行っています。今後はさらに事業者間交流を推進するため、各団体同士が交流する機会の増加に努めます（産業まつりへの積極的な参加を促す等）。
25	4	企業誘致を促進し、既存企業の新たな展開を促進します	佐倉市の客観的な評価	15	企業誘致に取り組んでも、新規企業の進出が少なく、既存企業が撤退するなど、思うような成果を挙げられない自治体が多い中、誘致制度開始後11社が進出するなど、新規企業の立地が促進されていることは、評価できます。 今後は、近隣市や圏央道周辺自治体などの企業誘致や企業立地の状況などを把握し、比較、分析を行うことで、企業にとって佐倉市に立地する魅力は何かを改めて検証することが必要です。	企業誘致事業	産業振興課		ご指摘を踏まえ、取り組んでまいります。
26	4	企業誘致を促進し、既存企業の新たな展開を促進します	新たな企業誘致の視点	15	助成制度の拡充により、相応の税収効果を上げていることを評価します。 今後の取組として誘致エリアの拡大を掲げています。誘致する企業の業種、業態や規模によっては、市民への周知効果もある鉄道駅周辺エリアなどにも目を向けてはいかがでしょうか。また、若者にとって魅力ある雇用の創出を意識し、学校、研究所等も含め、まちの活性化につながる事業者の誘致、起業支援にも取り組んではいかがでしょうか。	企業誘致事業 起業支援事業	産業振興課	都市計画課	平成25年9月に、鉄道駅周辺エリアも含む市内全域を対象とした「ふるさと融資」制度を創設しました。同制度は、地域振興に資する民間事業者の支援を目的とした無利子資金の長期貸付制度であり、工場やショッピングセンターの他、駅ターミナルビルや教育、福祉、医療施設など幅広い分野での活用が可能です。まずはこの制度を広く周知することで、工業団地等に限らない鉄道駅周辺エリアを含めた市内全域での事業者の誘致等に取り組んでまいります。
27	4	企業誘致を促進し、既存企業の新たな展開を促進します	市内事業所の維持	15	市内事業所数は、佐倉市が重点施策として掲げる定住人口の維持につながる指標です。市外からの新規企業の誘致に努める一方、既に市内に立地している事業者と日頃から連携を深め、雇用拡大に繋がる投資を呼び込むように継続的に努力することも忘れてはならない視点ではないでしょうか。	企業誘致事業	産業振興課		市では、平成23年4月に企業誘致助成制度を改正し、新規企業の立地に加え、既存企業の追加投資も助成金の交付の対象としたところです。また、平成25年9月に創設した「ふるさと融資」制度も、新規企業の立地に限らず、既存企業の追加投資も貸付の対象としております。工業団地連絡協議会との意見交換等の場を通じ、これらの制度の周知を図ることで、既に市内に立地している事業者の再投資支援をしてまいります。
28	4	雇用が安定したまちにします	雇用の現状	16	就職相談の内容の分析などを通じ、求職者の希望業種、年齢別の失業率など、市内における失業者の状況や近隣市との比較などの現状分析を行うことが必要です。あわせて、市内の企業の社員募集状況など、受け皿となる企業の現状を把握することも必要です。	就業促進支援事業	産業振興課		・産業振興課においては失業者に関するデータや現状分析、市内企業の社員募集状況については、現在把握しかねている状況です。ハローワーク等の関係機関にご協力いただき、情報収集に努めてまいります。 ・高齢者福祉課では、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高齢者就業援助法人である公益社団法人佐倉市シルバー人材センターに対し、補助金を交付するなど、高齢者の就業機会の安定的な確保を図れるよう努めています。 なお、特に平成26年度は、国の緊急雇用創出事業「地域人づくり事業」を活用し、市の委託により、公益社団法人佐倉市シルバー人材センターで新たに介護業務経験者1名を雇用して新たな受託業務の開拓等を行うことで、会員への仕事量の増加、新規会員の増員等が図れるように考えています。
29	4	雇用が安定したまちにします	人材育成と雇用に関する支援策	16	「雇用が安定したまち」とするためには、雇用の流動化に耐えうる人材育成も重要な視点です。雇用に関する情報提供に加えて、能力開発につながる講座などの実施を提案します。（講座には、雇用につながる効果的なメニューが必要です。需要の高い資格や受講者の希望する日程などの情報を収集した上でカリキュラム等を検討してください。）それにより、雇用がないために都内などへ流出している20、30代の定住促進につながることも期待されます。	就業促進支援事業	産業振興課		ハローワークでは、フリーター等の正社員経験が少ない若者を対象に、ジョブ・カード制度を活用したきめ細かなキャリア・コンサルティングを行い、企業実習や座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供しております。 市では、現在行っているハローワークやジョブカフェちばと連携したセミナー等を今後更に充実して行うことができるよう、関係機関と協議・検討してまいります。

意見No.	章	施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
30	4	雇用が安定したまちにします	多様な人材の活用	高齢者、女性、障害者など能力を生かすため、活躍の機会やきっかけを提供する取組を検討してはどうか ①ニート対策事業の実施 ②高齢者の活躍の場の提供 ③女性に就労機会の提供 ④チャレンジドオフィスの市内事業者への取組促進	16 生産年齢人口が減少するなかで、雇用の促進に関する施策においても新たな視点が必要です。高齢者、女性、障害者などの能力を改めて見直し、活躍の機会やきっかけを提供する取組を検討していくことが今後必要となると考えます。 若者については、ひきこもりなどニート対策が課題として存在しています。本来、主要な働き手である年代の力を活用することは、市としても重要な取組であるはずで、ちば北総若者サポートステーションなどの相談窓口がありますが、より身近な場所での対応が効果的です。企業のインターンシップや就業体験の場を市内で設定するなど、ニート対策の事業を市として積極的に取り組んではいかがでしょうか。 また、高齢者も貴重な人材です。生きがいを感じながら働き続けられる仕事の開発など、就労意欲のある高齢者の活躍の場を生み出すことができれば、社会を支える労働人口を増やすことにもつながります。 女性の活用は現在、国においても重要な施策として取り上げられています。結婚・出産を機に職場を離れた女性に就労の機会を提供するなど、積極的な施策を展開し、わかりやすく市内外に周知することが、選ばれるまちづくりにつながる可能性もあります。 障害者の雇用推進については、市としてチャレンジドオフィス※を設けるなど積極的に取り組んでいる実績を評価します。今後は市内事業者に、成功事例を紹介し、同様の取組を促すことが必要であると考えます。	・施策 ・地域職業相談室運営事業 ・起業支援事業 ・障害者庁内就労推進事業	産業振興課	高齢者福祉課 総務課	市は、高齢者、女性、若者に対して、身近な相談場所として就労の機会を提供できるよう佐倉市地域職業相談室をハローワークと連携して運営しております。今後もこの施設における取組を積極的に啓発するとともに、ハローワークやジョブカフェちば、ちば北総若者サポートステーション等の関係機関の情報を市民に提供してまいります。 なお、チャレンジドオフィスさくらは、千葉県庁で開設されている「チャレンジドオフィスちば」を参考に、平成22年1月に開設し、職務経験が浅い方の就業機会を提供し、オフィスでの職務経験を活かして、一般就労に結び付けることを目的としております。これまでに5名がオフィスで勤務をし、うち4名が一般民間企業で採用されていることから、オフィスの目的を順調に達成してきており、現在は、平成26年4月から就労を開始した2名の方で運用を行っており、平成27年度以降の一般就労に向けて、日々勤務しております。平成25年4月から障害者の法定雇用率が変わっていることから、市の取組事例について紹介してまいります。
31	4	住んでよし、訪れてよしのまちにします	観光地としての魅力探し①調査	以前から地域にあるものの再発見 ・観光客が増加している自治体の取組事例を調べる ・佐倉市の魅力を把握する（市民意識調査、外部から見た調査、転入転出時調査）	18 佐倉市の街並みや城下町の鉤の手になった道や、農産物や花など、市民にとってはあたりまえで見慣れたものも観光スポットやお土産となる可能性があります。以前から地域にあるものを、新たな視点で洗い出してみることが必要です。他の土地の観光スポットやお土産を調べ、比較してみることも有効です。特に、観光客数が近年増加した自治体が、なぜ、観光地として有名になったのか、情報発信はどのように行っているのかなどを調べてみるのが重要です。 観光地としての魅力探しは、まず一段階として、佐倉市の観光地としての魅力は何かを把握することです。市民意識調査などで、市民がどのように捉えているのかを把握するとともに、市外、県外から見た佐倉市の魅力を、ネットを活用し、転入転出届の提出時のアンケートなども利用して調査することが必要です。	施策	産業振興課	企画政策課	各種アンケート調査などを行いニーズ把握をしているところですが、今後もニーズ把握に努めてまいります。
32	4	住んでよし、訪れてよしのまちにします	観光地としての魅力探し②観光コースの設定	お土産や食事などの拠点も含めた観光コースの設定	18 第二段階として、観光スポットとお土産、食事などの点を結びつけて、観光コースとなるように情報発信していくことが必要です。	施策	産業振興課		従来の歴史文化施設めぐり等を目的とした観光客と違った層の観光客をターゲットとすべく、平成24年4月に佐倉市観光協会が行った「佐倉城級グルメ大将コンテスト」において優勝した「佐倉井（佐倉産の大豆と佐倉豚を使った料理）」の普及に現在努めており、今後さらに推進してまいります。
33	4	住んでよし、訪れてよしのまちにします	観光地としての魅力探し③市域内での交流人口を増加させる取組	市内を楽しむ市民の増加を図る。特に市西部と東部の間での交流人口を増加させる機会に取り組む	18 更に、第三段階として、市内の名所、旧跡を巡る市民の数を増やすなど、市域内での交流人口を増加させるアプローチが必要です。市西部の志津地区と東部の佐倉地区の間で、人の行き来が少ないと思われます。まずは市民が市内の観光スポットを知る機会を増やすことが効果的です。	施策	産業振興課		観光スポットの啓発については、当該地における観光イベントの開催やホームページや広報での周知、フィルムコミッション活動による各種メディアへの露出増加等により着実に推進しているところであり、今後さらに市民をはじめ多くの皆さまに佐倉の観光スポットの良さをPRしてまいります。また、時代まつりなど城下町佐倉をテーマとしたイベントを通じて、城下町の歴史や歴史文化施設などを広く周知してまいります。
34	4	住んでよし、訪れてよしのまちにします	観光地としての魅力探し④外部との連携強化	民間企業との連携強化、外部人材の活用や、専門企業への委託などを検討してはどうか	19 佐倉市の観光については、「資源をうまく活用できていない」、「お土産や食事する場所が少ない」などが、長年の課題となっています。外国人も含めた観光入込客数が増加するなど、これまでの取組は評価できますが、今後の更なる発展のためには、市役所全体として力を入れて推進する必要があります。総合施策として全体をプロデュースする組織も必要です。また、観光施策は民間企業など多様な主体との関わりが必要となることから、多様な業種にまたがる数多くの事業者との連携が重要となります。市単独で施策に取り組むよりも、官民を挙げたプロジェクトの体制を構築するよう、外部人材の活用や、専門企業への委託なども検討してみたいかがでしょうか。また、公共交通機関との連携も効果的と思われます。平成25年9月に京成電鉄株式会社の本社が東京都墨田区から市川市八幡に移転し、県内に本拠を置く企業になりました。これを好機と捉え、京成線沿線の観光振興という視点で、連携を強化してはいかがでしょうか。	施策	産業振興課	企画政策課	市としては、佐倉商工会議所及び佐倉市観光協会など関係機関と連携して取り組むべき課題であると認識しており、今後実施に向け検討してまいります。 なお、京成電鉄とは、従来よりチューリップフェスタの開催において協力、連携をいただいているほか、平成26年3月には、佐倉市を舞台としたアニメ『弱虫ペダル』のスタンプラリーを実施し、連携を深めたところです。

意見No.	章	施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
35	4	住んでよし、訪れてよしのまちにします	子どもをターゲットにした取組の強化	19	また、各種観光事業の実施にあたっては、子どもたちの力を活用する視点を持って企画にあたることも大切です。また、子どもを含めたファミリー層をターゲットにすることは、定住促進にもつながります。	施策	産業振興課	子育て支援課 指導課	観光イベントを企画する際、常に子どもたちが楽しめるものを盛り込むよう留意しております。 例として、花火大会では、市内小学生の全員に有料観覧席の無料招待券を配布しました。また時代まつりでは、日光江戸村からキャストを呼び、子供捕り物体験などを実施し、好評を得ているところです。 子どもたちが佐倉で楽しむことで郷土愛を育むことでできると考えており、今後もこうした取り組みをさらに推進してまいります。 ・保育園では、園外保育で草ぶえの丘を利用し、小動物に触れたり、学童農園での芋ほり等、自然の中で楽しい経験をすることで、各家庭に「草ぶえの丘」を周知でき、多くの利用にと考えております。また、学童保育所においても保育所行事の中で「草ぶえの丘」を利用し、自然体験をすることで、家庭への周知ができ、保育園同様利用の増加につながっていくと考えます。 ・学校教育においては、校外学習や「総合的な学習の時間」の現地学習等と関連させて実施すると、多くの子どもたちの利用につながってまいります。魅力ある施設やイベント、体験活動等が重要であると考えます。また「学童農園草ぶえの丘」における宿泊料を指導課で予算化し、主に小学校4・5年生の宿泊学習に生かしております。
36	4	住んでよし、訪れてよしのまちにします	国立歴史民俗博物館との連携	19	市内で最も集客力のある施設のひとつとして、国立歴史民俗博物館が挙げられます。来館者への情報提供・情報発信なども可能であることから更に連携を図るよう努力を続けてください。	施策	産業振興課	文化課	国立歴史民俗博物館との関係性は非常に重要と考えており、日頃より情報交換を行っています。具体的な連携といたしましては、平成26年3月、佐倉市を舞台としたアニメ『弱虫ペダル』のスタンプラリーを実施した際には、国立歴史民俗博物館にスタンプ設置箇所としました。設置にあたっては、多大なご協力をいただいたところでございます。 今後も積極的に協力・連携したいと考えております。
37	4	住んでよし、訪れてよしのまちにします	成田国際空港の活用	19	佐倉市の東15kmに成田国際空港があります。外国人観光客のほか、近年、就航したLCCの利用者を誘致することも求められます。近隣自治体とも連携し、佐倉市に訪れる人の数を増やすための取組の検討を進めてください。	施策	産業振興課	企画政策課	外国人旅行者や空港利用者などの誘致については、千葉県や周辺自治体などで組織する各種観光団体を通じ、PRしているところでございます。 今後も各種観光団体に加盟し、積極的に誘致活動を行ってまいります。
38	6	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	地域のまちづくり活動を盛んにするために	21	今後、人口減少、少子高齢化が進む中、災害発生時の対応や防犯活動などにおいて、住民による互助、共助の活動がますます重要となります。基本施策「地域のまちづくり活動が盛んなまち」の実現のために、自治会等の存在意義を再認識した上で、市内自治会等の現状を県内外の類似団体等と比較検討し、その上で、加入率の増加や地域のまちづくり活動の活性化に向けての方策を考える必要があります。 特に、30代、40代のファミリー層を含む若い世代が、地域づくりに参画するようまちになることを目指していく必要があります。地域ごとの年齢構成、地域活動への参加状況などを把握し、積極的な取組を行っている自治会等や他市の例を紹介するなど、若い世代が自治会等に加入したいと思うような取組を推進する必要があります。	施策	自治人権推進課		市内自治会の現状把握については、現段階で各自治会からいただいている情報は、世帯数のみであるため、世帯規模や加入率程度しか自治会の状況は把握していません。今年度は、登録自治会すべてを対象にアンケート調査を実施して、自治会の現状や課題を取りまとめ、今後の方策について検討していきます。 また、積極的な活動を行っている自治会等の紹介などについては、現在、市民協働に関する情報紙「まちづくりしよ」を年4回発行し、各自治会などへ情報提供を行っています。自治会へのアンケート調査を実施することで、より自治会活動の状況が詳しく把握できるため、他市の活動の事例を含め、充実した情報提供を行ってまいります。 30代、40代の若い世代への地域活動参加の推進については、現状では、若い世代の地域活動範囲としては、PTA活動など学校を通じた活動を通して活発に行われています。よって自治会と学校が連携してまちづくりを進める「まちづくり協議会」の活動を推進すれば、結果的に若い世代と自治会が連携することとなるため、「まちづくり協議会」の活動を積極的に推進していきます。
39	6	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	まちづくり活動に関するプロフェッショナルな人材の活用	21	また、観光振興施策の場合と同様に、まちづくり活動においても、プロフェッショナルな外部人材を活用することにより、大きな進展が期待できます。他市でも多くの事例が見受けられますので、それを参考に、実績あるコンサルタントなどを含め、人材活用について検討してください。	施策	自治人権推進課	総務課	市民協働のまちづくりをより一層盛んにするためにも、様々な課題・分野に精通した人材・コンサルの活用について検討してまいります。
40	6	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	各自治会の課題の共有	21	設立時期や年代構成、立地や人口規模など、それぞれの地区特性により、地域ごとに抱える課題が異なることが考えられます。個々の自治会等の抱えている課題などを把握して、ケースバイケースで対応していくことが必要です。共通の課題や、進んだ取組があれば、共有できるように、「情報誌」などを活用し、積極的に情報発信することが必要です。	自治会等活動推進事業	自治人権推進課		・まずは自治会活動の現状把握を行う必要があることから、今年度は、登録自治会すべてを対象にアンケート調査を実施して、自治会の現状や課題を取りまとめ、その解決方法について検討していきます。 ・地域活動の情報発信については、現在、市民協働紙「まちづくりしよ」を年4回発行し、各自治会などへ情報提供を行っています。今後さらに、特徴的な活動を行っている団体等を紹介していく中で、自治会等の活動の参考になるような情報発信を積極的に行ってまいります。
41	6	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	まちづくり協議会の設立支援と活動継続のサポート	21	地域課題の解決のために地域の団体、組織が相互に情報を共有し、連携、協力しながら活動を展開していくために、まちづくり協議会の設立を進めていますが、引き続き、制度説明などを通じて、市がスターターの役割を果たしていくことが重要です。また、既存のまちづくり協議会が発展的に継続し続けることができるように、団体としての自立性を高めながら、取り組むべき地域課題の再発見や新たな参加者の確保などに努める必要があります。	地域まちづくり協議会	自治人権推進課		・地域課題の解決及び地域の活性化を図るための組織であります地域まちづくり協議会の設立が促進されるよう、積極的に制度説明などを行い、市がスターターの役割を果たせるよう努めてまいります。 ・既存のまちづくり協議会が団体として自立性を高め、発展・継続し続けることができるよう、取り組むべき地域課題の再発見や新たな参加者の確保に繋がるよう適切な支援・アドバイスを行ってまいります。



意見No.	章	施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
42	6	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	市民協働推進の方針と支援メニューの種類増加	21	地域活動や市民活動への支援にあたっては、各所属が個々に対応するだけではなく、市全体として支援方針を定め、その推進を図る体制の整備が必要です。また事業スタートアップ時における支援と、さらに発展的に自立性を高めるステップアップ時の支援メニューを別々に用意するなど、協働を促進する方策を検討していく必要があります。	市民協働事業	自治人権推進課		・市民協働事業実施団体への支援にあたっては、当課がとりまとめ役となって関係各課と緊密な連携を図りながら適切な支援に努めてまいります。 ・市民協働事業については、現行の支援メニューとともに、スタートアップメニューについても検討してまいります。
43	6	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	参加のきっかけづくり強化	23	「ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまち」にするためには、ボランティアやNPOに参加する市民を増やす働きかけが重要です。ボランティア団体とボランティアをしてみたい市民とのマッチングや、若い世代の参加促進を目的とした、小中学生が主体的に関わる参加メニューや体験プランの提供などの機会の提供を図るべきです。	・ボランティア活動等振興事業 ・市民公益活動サポートセンター管理運営事業	自治人権推進課		市民公益活動サポートセンターでは、市民活動の参加促進を目的として、市民団体による活動ポスター展の実施や、日頃の市民活動を発表する場として開催する市民活動フェスタにおいて、ブース設置のほか、体験型のイベントを行っており、小中学生を対象にした職業体験コーナーでは、参加児童が主体的に参加できるメニューを盛り込むなど、青少年から高齢者までが触れ合い、参加し、体験することができる事業として企画運営しております。今後もこのような事業等を通じて、市民公益活動の担い手や支援者の輪を広げ、もって市民活動の推進を図ってまいります。
44	6	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	支援策検討にあたり、現状分析が必要	23	また、それらの支援策を検討するにあたっては、市民が地域活動に参加している割合や参加した内容、参加しなかった理由などを市民意識調査などで、詳しく調査し、分析していくことが必要です。	施策	自治人権推進課		現在市民意識調査では、「市民活動への参加の有無」「市民活動に参加したいか」「どのような条件であれば市民活動に参加するか」の3点を調査するとともに、市民公益活動サポートセンターでは登録団体にアンケートを実施しており、当該年度の活動内容について記載いただいております。今後も市民意識調査等で寄せられた意見を分析し、市民公益活動への参加促進に繋がる事業展開を図ってまいります。
45	6	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	施策体系の見直し	23	また、佐倉市の施策体系では、自治会等の地縁団体に関する施策とNPOなどのテーマ型の活動に対する施策が別々の基本施策として整理されています。地縁団体とNPOの活動は異なる要素も多く、二者の連携については他市でも課題として認識されていますが、まちづくりに真摯に取り組む中で活動内容がより近似していくことが考えられます。NPOによるコミュニティカフェの運営や、自治会等による放置自転車対策など、他市でも両者がお互いの活動領域に踏みこんで活動する事例が見られます。現在2つに分かれている施策が、将来的には同一の施策となることを想定した上で取組を進める必要があります。	施策	自治人権推進課	企画政策課	自治会等の地縁団体とNPOやボランティア団体の活動については、現状ではそれぞれの団体が、それぞれの目的に応じて活動を行っています。 しかし、地縁団体もNPOも、まちづくりという大きな目的は同じで、将来的にはお互いが連携してまちづくりを行っていく必要があると考えます。よって将来的には同一の施策となることを想定して、取組を進めます。

## 行政評価に関する意見

平成 25 年度：市民部・産業振興部

- (全体)・プロフェッショナルな外部人材の活用を図ってはどうか
- ・施策の目標達成のためには、主たる担当課だけでなく、関連する部局がいかに意識を共有して取り組むかが大切である

担当	施策	主な意見
防災防犯課	【防災】【防犯】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自助、互助、共助」意識の啓発・強化</li> <li>・防災啓発センターの役割の見直し</li> <li>・安全安心なまち＝地域活動の盛んなまち</li> <li>・市民団体などの主体的活動の支援・連携 (自主防災組織などの継続的活動支援、まちづくり協議会の「こども防犯教室」事例など)</li> <li>・要支援者対策の充実(高齢者等のほか、妊産婦や帰宅困難者など多様な想定)</li> </ul>
自治人権推進課	【地域コミュニティ】【市民活動】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30代、40代のファミリー層が自治会などの地域づくりに参画できるまちづくり</li> </ul>
産業振興課	【商店街】 【企業活動】 【新たな産業】 【雇用】【観光】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政単独ではなく民間と連携した取組みの推進 (地元自治会との連携による商店会活性化、京成電鉄など交通機関との連携による観光施策充実など)</li> <li>・若者や女性の起業支援など多様な人材の活用</li> </ul>

平成 24 年度：福祉部・健康こども部

- (全体)・相談を待つだけでなく、支援が必要な人に手を伸ばす“アウトリーチ”の取り組みが必要ではないか
- ・重要施策はプロジェクトチームの設置を図ってはどうか

担当	施策	主な意見
福祉部	【地域福祉】 【高齢者の安心なくらし】 【高齢者の生きがい】 【介護サービス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員を支える仕組みの強化</li> <li>・一般の市民が福祉ボランティアに参加しやすい仕組みづくり</li> <li>・あってもよいといった事業を見直し、なくてはならない事業を選び取る選択と集中</li> <li>・高齢者を受益者ではなく、社会を支える側として活躍いただくべき</li> </ul>
健康こども部	【子育て】 【子どもの安全なくらし】 【地域ぐるみの子育て】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会との連携強化</li> <li>・選ばれるまちに向けた取組として、多様な育児支援のあり方や情報提供などに注力すべき</li> <li>・地域住民との連携をもっと図るべきではないか</li> <li>・育児不安解消に向けて若い世代の体験講座や、全戸訪問事業を生かした取組の充実</li> </ul>

平成26年7月30日（水）  
平成26年度第1回行政評価懇話会

## 部局との意見交換について（これまでの流れ）

評価 年度	事業 年度	委 員 会	懇話会			総合計画		
			任期	内容	部局との意見交換	計画期間	策定作業等	
18				19年3月委嘱		↑		
19	18	実施	1期	774 の行政サービス事業から懇話会で 133 事業を絞り込み、各事業に意見				
20	19	実施			・85 基本施策に対し意見		第3次 (後期) 5年間	次期総合計画 策定作業
21	20	実施	2期	・85 基本施策に対し意見 ・実施計画事業 298 事業について意見 ・補助事業について意見	全部局との意見交換	↓		
22	21			・教育委員会所管の施策について意見	教育委員会との意見交換 (課長、担当者含む)			
23	22			・都市土木部所管の施策について意見 ・実施計画事業 18 事業へ意見	都市部・土木部 (課長・担当者含む)		↑	平成24年度～ 実施計画見直し
24	23	実施	3期	・福祉部、健康こども部所管の施策に ついて意見（第1章）	福祉部・健康こども部 (課長、担当者含む)	第4次 (前期) 5年間		
25	24			・防災防犯課、自治人権推進課、産業振 興課（市民部・産業振興部）所管の施策 について意見（2章・4章・6章）	市民部・産業振興部 (防災防犯課、自治人権推進 課、産業振興課) (担当者含む)			平成26年度～ 実施計画見直し
26	25		4期		(未実施部局) 環境部、室、総 務部、企画政策部、市民部※ 産業振興部※ ※は一部実施	↓	実施計画見直し 第4次(後期) 策定作業	
27	26							

意見交換 実施年度	所掌部局	章	第4次総合計画前期基本計画
			57基本施策
21	各部局		(第3次総合計画時)
22	教育委員会	3章	10施策
23	都市部・土木部	5章	7施策
24	福祉部・健康こども部	1章	7施策
25	市民部（防災防犯課、自治人権推進課） 産業振興部（産業振興課）	2章 4章 6章	9施策
26			

## 第4次佐倉市総合計画施策体系表

第4次総合計画 【前期基本計画】								
章	No.	基本施策	担当部	担当課	施策数	施策	事業	
第1章 （思いやりと希望にみちたまちづくり）	1	基本施策1	地域福祉活動が盛んなまちにします	福祉部	社会福祉課	2	わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます	3
						7	だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます	
	2	基本施策2	市民の健康づくりを支えるまちにします	健康こども部	健康増進課	3	市民とともに健康づくりを推進します	4
						2	生活習慣病予防を推進します	2
						1	がん・感染症などの早期発見・重症化防止に努めます	1
	3	基本施策3	健やかな親子づくりに取り組むまちにします	健康こども部	健康増進課	2	妊娠、出産、育児の各期に応じ、健診、相談、訪問指導など母子の健康保持に必要な支援を行います	3
						2	乳幼児・小児の感染症予防を進めます	2
	4	基本施策4	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	健康こども部	子育て支援課	4	保育サービスの拡充を図ります	12
						2	放課後児童健全育成（学童保育）の充実を図ります	2
						3	子育てに係る経済的負担の軽減に努めます	3
						3	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ります	3
	5	基本施策5	子どもが安全に暮らせるまちにします	健康こども部	児童青少年課	1	児童虐待防止対策を進めます	1
	6	基本施策6	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	健康こども部	子育て支援課	2	地域における子育て協力体制を整備します	2
7						子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います	7	
7	基本施策7	高齢者が安心して暮らせるまちにします	福祉部	高齢者福祉課	3	高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます	5	
					6	安心な老後を支える仕組みづくりに努めます	6	
					6	健康でいきいきとした生活づくりに努めます	6	
8	基本施策8	高齢者が生きがいを感じられるまちにします	福祉部	高齢者福祉課	1	高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます	9	
9	基本施策9	障害がある人も、その人らしく暮らせるまちにします	福祉部	障害福祉課	3	障害に対する意識の啓発に努めます	8	
					7	暮らしの基盤となる支援（横断的支援）に努めます	7	
					3	個々の障害の特性に応じた支援（個別的支援）に努めます	3	
10	基本施策10	地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします	健康こども部	健康増進課	4	医療に関する情報の提供に努めます	2	
					3	救急医療体制を維持・充実します	3	
					1	特定疾患の患者の支援に努めます	1	
					0	健康危機対策を充実します	0	
11	基本施策11	安心して介護サービスを受けられることができるまちにします	福祉部	高齢者福祉課	1	介護を必要とする保険者が、安心して介護サービスを受けられるまちづくりに努めます	32	
12	基本施策12	適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします	市民部	健康保険課	4	適正に国民健康保険を運用するまちにします	1	
					3(2)	医療費の適正化に向け、予防医療の一環として特定健診、特定保健指導を実施します	3(2)	
					3	医療費の適正化に向け、千葉県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、予防医療の一環として健康診査を実施します	3	
					1	高齢者医療制度の適正な運用に努めます	1	
13	基本施策13	生活困窮者の救済を行うまちにします	福祉部	社会福祉課	1	生活困窮者に対する相談・支援体制を充実させ、救済します	2	
施策合計					31	事業合計		144

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	No.	基本施策	担当部	担当課	施策	事業	
第2章（快適で、安全・安心なまちづくり）	14	基本施策1 自然環境が保全された まちにします	環境部	環境保全課	4	印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります	3
						印旛沼の水環境の健全化を図ります	1
						地域の自然環境の知識の普及・啓発を図ります	2
						公害の防止、汚染の回復を図ります	11
	15	基本施策2 地球環境に配慮したま ちにします	環境部	生活環境課	2	市民生活における温室効果ガス削減の支援、 啓発を図ります	2
						市役所の活動における温室効果ガス削減を図 ります	1
	16	基本施策3 快適な生活環境が保た れたまちにします	環境部	廃棄物対策課	4	計画的な一般廃棄物処理を行います	4
						ごみの減量化を図ります	1
						不法投棄の防止を図ります	3
						日常の生活環境の保全を図ります	3
	17	基本施策4 消防・救急体制が充実 したまちにします	市民部	防災防犯課	2	地域における消防力の充実を図ります	3
						消防・救急体制の整備を図ります	3
	18	基本施策5 防災体制が整備された まちにします	市民部	防災防犯課	3	防災に関する知識・意識の普及を図ります	3
						地域における災害への備えを支援します	3
					災害に備えた体制を整備します	18	
19	基本施策6 安全に暮らせるまちに します	市民部	防災防犯課	2	犯罪の防止を図ります	2	
					交通安全対策を推進します	2	
20	基本施策7 市民が気軽に相談でき るまちにします	市民部	自治人権推進課	2	安心な消費生活を送れるように努めます	3	
					法律相談などがしやすい環境整備に努めます	2	
施策合計				19	事業合計	70	

第4次総合計画 (前期基本計画)

章	No.	基本施策	担当部	担当課		施策	事業	
第3章 (心豊かな人づくり・まちづくり)	21	基本施策1	市民が教育の主役になるまちにします	教育委員会	教育総務課	2	教育に市民が参加します	1
							市民とともに教育と文化を育みます	2
	22	基本施策2	佐倉学を推進します	教育委員会	社会教育課	2	佐倉学を推進します	1
							地域教材を活用した学習を推進します	1
	23	基本施策3	生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	教育委員会	社会教育課	2	生涯学習の環境を整備します	12
							公民館・図書館などで社会教育事業を推進します	12
	24	基本施策4	家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	教育委員会	社会教育課	3	家庭教育を支援します	2
							地域とのふれあいを増やします	3
							青少年の健全育成に取り組みます	4
	25	基本施策5	教育環境の整備を行います	教育委員会	教育総務課	2	学校の施設を整備します	3
							学校の教育環境を整備します	2
	26	基本施策6	確かな学力が向上するまちにします	教育委員会	指導課	4	確かな学力を定着させます	4
							学習意欲を向上させます	3
							指導の質を確保します	3
							教職員の資質を向上させます	2
	27	基本施策7	心の教育が充実したまちにします	教育委員会	指導課	4	心を育てる学習を充実します	4
							ひとりひとりのニーズにあった教育を推進します	2
							読書を推進します	3
							芸術・文化学習を支援します	2
	28	基本施策8	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	教育委員会	学務課	2	学校・家庭・地域が連携します	2
							幼稚園児の就園を支援します	3
29	基本施策9	健康教育を推進するまちにします	教育委員会	指導課	3	学校給食を活かした食育を推進します	4	
						児童生徒の健康教育を推進します	3	
						体力向上を推進します	4	
30	基本施策10	スポーツが日常化したまちにします	健康こども部	生涯スポーツ課	3	生涯スポーツのサポート環境を充実させます	2	
						スポーツに親しむ機会を提供します	2	
						安全で快適なスポーツ施設を提供します	5	
施策合計					27	事業合計	91	

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	No.	基本施策	担当部	担当課		施策	事業	
第4章 (明日へつながるまちづくり)	31	基本施策1	力強い農業ができるまちにします	産業振興部	農政課	2	力強い農業ができる生産体制にします	12
							地域農畜産物の消費拡大を推進します	2
	32	基本施策2	魅力あふれる農村環境のあるまちにします	産業振興部	農政課	2	豊かな農村と森林のあるまちにします	7
							都市と農村の交流を促進します	5
	33	基本施策3	商店街が元気なまちにします	産業振興部	産業振興課	1	魅力ある商業地を形成します	6
	34	基本施策4	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	産業振興部	産業振興課	2	企業の連携による地域経済の振興を図ります	3
							中小企業の経営安定を図ります	5
	35	基本施策5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	産業振興部	産業振興課	2	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します。	2
							起業を促進します	1
	36	基本施策6	雇用が安定したまちにします	産業振興部	産業振興課	1	就業の促進、雇用の安定を図ります	5
	37	基本施策7	住んでよし、訪れてよしのまちにします	産業振興部	産業振興課	4	観光拠点などを充実させます	4
							観光行事を充実させます	1
							人材や団体の育成を支援します	2
							市のPR及び観光情報の収集・提供を行います	4
38	基本施策8	「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします	教育委員会	文化課	3	歴史・文化を普及します	8	
						歴史文化資産を保全・活用します	12	
						歴史的建造物を保全・整備します	6	
39	基本施策9	芸術文化活動の盛んなまちにします	教育委員会	文化課	3	芸術・文化を普及します	2	
						芸術・文化活動への参加を支援します	3	
						芸術・文化とのふれあいの場を提供します	5	
			施策合計		20	事業合計	95	



第4次総合計画 【前期基本計画】

章	No.	基本施策	担当部	担当課	施策	事業	
第5章 (住環境が整備されたまちづくり)	40	基本施策1 個性が活きる、住み続けたいまちにします	都市部	都市計画課	4	計画的で均衡のあるまちづくりに努めます	4
						地域の個性を活かした健全なまちづくりに努めます	4
						景観形成による愛着と誇りをもてるまちづくりに努めます	1
						市民によるまちづくりに努めます	1
	41	基本施策2 住環境が良好なまちにします	都市部	建築指導課	2	良好な住環境に努めます	3
						適正な建築行政に努めます	4
	42	基本施策3 道路環境が充実した安全で快適なまちにします	土木部	道路維持課	2	快適な道路環境に努めます	24
						交通危険箇所の解消に努めます	4
	43	基本施策4 安定した水の供給を行います	上下水道部	施設課	2	安全で安定した給水に努めます	6
						災害に強い水道施設の整備に努めます	1
	44	基本施策5 生活環境の改善を推進するまちにします	上下水道部	下水道課	3	生活系排水の適正処理に努めます	8
						雨水排水の処理施設の整備に努めます	12
						水洗化の促進と安定経営に努めます	4
	45	基本施策6 花とみどりのまちにします	都市部	公園緑地課	2	身近な憩いの場の創出に努めます	12
花とみどりのまちを推進します						2	
46	基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします	土木部	道路維持課	2	地域にあった交通手段の確保に努めます	2	
					公共交通機関への要望及び支援に努めます	6	
施策合計					17	事業合計	98

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	No.	基本施策	担当部	担当課	施策	事業	
第6章(ともに生き、支え合うまちづくり)	47	基本施策1 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	市民部	自治人権推進課	5	まちづくりに対する市民の関心を高めます	3
						地域のまちづくり活動の環境を整備します	1
						市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います	1
						地域コミュニティ活動への支援を行います コミュニティの活動拠点を確保します	1
	48	基本施策2 ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	市民部	自治人権推進課	2	市民公益活動に対する市民の関心を高めます	1
						市民公益活動を促進する環境を整えます	1
	49	基本施策3 お互いの人権を尊重しあうまちにします	市民部	自治人権推進課	3	人権施策に関する推進体制の充実を図ります	3
						人権問題について考える機会を提供します	1
						人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します	3
	50	基本施策4 あらゆる場への男女平等参画推進のまちにします	市民部	自治人権推進課	4	男女平等についての意識の啓発を図ります	1
						男女が対等な立場で参画できる環境を整備します	1
						男女平等参画推進センターの機能を充実します	1
						DV対策を推進します	1
	51	基本施策5 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします	企画政策部	広報課	2	市民に恒久平和実現の大切さを啓発します	1
						恒久平和に向けた世界の取り組みと連携します	1(1)
	52	基本施策6 国際化推進のまちにします	企画政策部	広報課	2	多文化共生の地域づくりを推進します	2
						国際理解促進のための事業を支援します	1
	53	基本施策7 誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします	企画政策部	広報課	4	情報発信の拡大に努めます	8
						市政情報の提供に努めます	1
						統計情報の正確性の確保に努めます	13
						市民意見の市政への反映に努めます	2
	54	基本施策8 適正な行政運営の確立に努めます	企画政策部	企画政策課	5	適正な定員管理に努めます	1
						職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます	1
						円滑な事務執行のための組織づくりに努めます	0
						市庁舎内で障害を持つ人の職業訓練を実施します	1
						広域的な行政を推進します	1
	55	基本施策9 健全な財政運営を進めます	企画政策部	財政課	3	持続可能な財政運営に努めます	9
税の公平、公正、効率的な賦課と徴収率向上に努めます						21	
資産をいかした財源確保に努めます						0	
56	基本施策10 次世代に良質な資産を引き継ぎます	資産管理経営室	資産管理経営室	4	公共施設利活用・保全方針を策定します	2	
					公共施設に係る情報を提供します	0	
					持続可能な公共施設の整備を推進します	14	
					公共施設における公民の連携を推進します	2	
57	基本施策11 市民サービスの利便性の向上に努めます	市民部	市民課	3	市民が利用しやすい市民サービスの充実に努めます	16	
					有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります	17	
					行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります	1	
57			施策合計	37	事業合計(再掲のぞく)	134	

## 平成26年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール（案）

日 時（予定）	回数	内 容（予定）
7月30日（水） （午後3時00分～）	第1回	<ul style="list-style-type: none"><li>平成25年度行政評価の報告</li><li>平成26年度の行政評価について （行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択）</li><li>意見交換</li></ul>
8月 日 （ 時 分～）	第2回	<ul style="list-style-type: none"><li>対象となる基本施策についての企画担当説明 （必要に応じて現場確認）</li><li>意見交換について</li></ul>
9月 日 （ 時 分～）	第3回	<ul style="list-style-type: none"><li>部局との意見交換（2～3基本施策）</li></ul>
10月 日 （ 時 分～）	第4回	<ul style="list-style-type: none"><li>部局との意見交換（2～3基本施策）</li></ul>
11月 日 （ 時 分～）	第5回	<ul style="list-style-type: none"><li>意見交換内容の確認</li><li>行政評価に関する全体的な意見について</li></ul>
12月 日 （ 時 分～）	第6回	<ul style="list-style-type: none"><li>意見書のとりまとめ</li></ul>
1月 日 （ 時 分～）	第7回	<ul style="list-style-type: none"><li>意見書提出</li></ul>